

議案第 81 号

大崎市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第 112 条及び大崎市議会会議規則第 14 条の規定により提出いたします。

平成 19 年 3 月 13 日

大崎市議会議長 遠 藤 悟 様

提出者	大崎市議会議員	栗 田 彰
賛成者	〃	富 田 文 志
〃	〃	佐 藤 昭 一
〃	〃	小 沢 和 悦
〃	〃	三 神 祐 司
〃	〃	青 沼 智 雄
〃	〃	後 藤 錦 信
〃	〃	大 友 文 司
〃	〃	氷 室 勝 好
〃	〃	笠 原 校 藏

大崎市議会委員会条例の一部を改正する条例

大崎市議会委員会条例（平成18年大崎市条例第274号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「企画財政部」を「市民協働推進部」に改め、同条第2号中「市民生活部，保健福祉部」を「民生部」に改める。

第3条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第5条中ただし書を削る。

第7条第1項中「は，議長が会議に諮って指名する」を「の選任は，議長の指名による」に改め、同条第2項中「会議に諮って」を削り、同条第3項中「第3条（常任委員会の任期）第3項」を「第3条（常任委員会の任期）第2項」に改める。

第13条（見出しを含む）中「議会運営委員及び特別委員」を「委員」に改める。

第21条第1項中「昭和22年法律第67号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第29条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の記録は，電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によることができる。この場合における同項の署名又は記名押印については，法第123条第3項の規定を準用する。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。